

銀行カードローンの実態調査結果

主なポイント



平成30年8月
金融庁

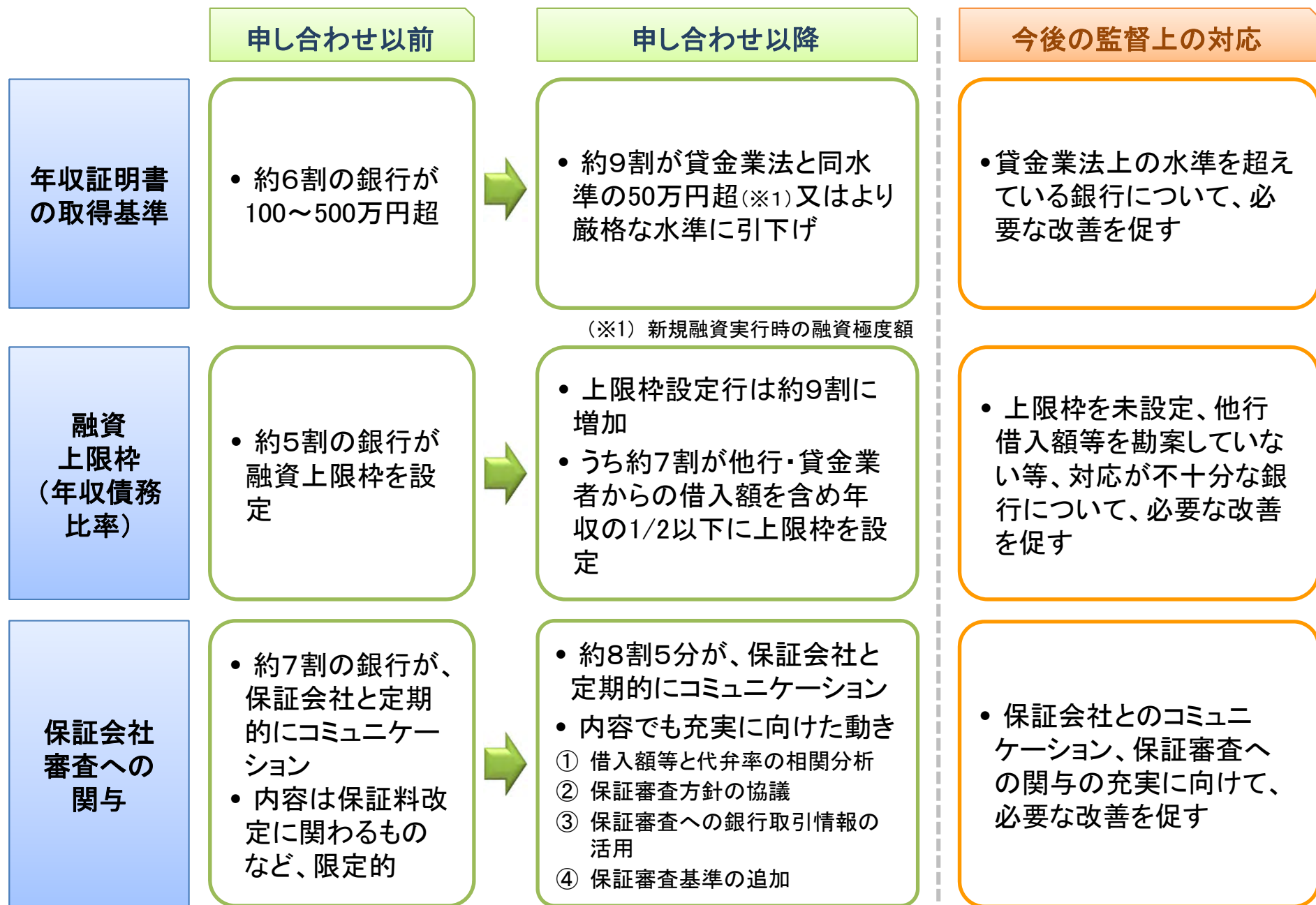
実態調査の背景

- 貸金業法改正による規制の強化等により、2006年以降、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少。一方、銀行カードローンは、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかと批判。
- 2017年3月、全国銀行協会は「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、各銀行では、これを踏まえた業務運営の見直しを検討・実施。
- 金融庁は、銀行カードローンの業務運営の詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化等、業務運営の適正化をスピード感を持って推進するため、2017年9月以降、残高の多い先を中心とする12行を対象に検査を実施（残高全体の約6割をカバー）。
本年1月26日に検査結果を「中間とりまとめ」として公表。
- さらに、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある銀行のうち、検査実施先以外の全銀行（108行）に対し、調査票を発出し、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた本年2月末時点の業務運営の見直し状況を調査。

【主な着眼点】

- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定などが構築されているか
 - ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
 - ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
 - ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
 - ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- 併せて、検査実施先12行についても、直近の業務運営の改善状況を改めて調査。

主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ①



主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ②

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	今後の監督上の対応
途上管理	<ul style="list-style-type: none"> 貸付後に年収証明書を定期的に取得する銀行は無し 	<ul style="list-style-type: none"> 約3割の銀行が、年収証明書の再取得や給振口座情報などにより、顧客の収入状況等の把握を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 年収証明書の再取得に係るベストプラクティスを収集し、横展開 相談対応の充実や、返済猶予等の救済措置の適切な実施を慫慂
広告・宣伝	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の銀行で不適切文言(「年収証明書不要」等) 約4割がテレビCMを実施 約3分の1がアフィリエイト広告を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全行で不適切文言を削除 CM実施は約2割に減少、全行が貸金業の自主規制(※2)と同水準 アフィリエイト広告実施は3割弱に減少。うち、約9割が広告の掲載状況を定期的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> アフィリエイト広告のモニタリングを実施していない銀行に対しては、必要な改善を促す
業績評価体系	<ul style="list-style-type: none"> 約2割の銀行が営業店担当者の数値目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を設定している銀行は約1割に減少 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を設定している銀行に対し、必要な改善を促す
その他	<ul style="list-style-type: none"> 9割超の銀行がフリーローンを提供するも、カードローンと同様の業務の見直しは約5割にとどまる 約半数の銀行が「おまとめローン」を提供するも、他行の返済状況の確認等実施は、約7割にとどまる 		<ul style="list-style-type: none"> フリーローン、おまとめローンについても、多重債務発生抑制の観点から必要な改善を促す

(※2) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

(参考) 検査実施先12行の業務運営 - 直近の改善状況

	申し合わせ以前	検査実施時点	直近の状況
年収証明書の取得基準	融資額が200～500万円超(12行)	貸金業法と同水準の50万円超に引下げ(12行中11行)	全12行が50万円超に引下げ
融資上限枠	各銀行で区々(例:年収と同額まで、他行融資を勘案しないなど)	他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで(12行中7行)	10行が他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで
保証会社審査への依存	返済能力審査を保証会社に依存(12行中9行)	銀行自ら審査モデルを整備するなどの動き(9行中6行)	11行が自行審査モデルの整備や自行取引情報の活用などの動き
途上管理	銀行自らは途上管理を実施せず(12行中8行)	銀行自らが能動的に収入・勤務先の変動を確認するなどの動き(8行中3行)	9行が年収証明書を再取得するなどの途上管理に着手
	顧客からの相談窓口で返済期間の猶予等に対応(12行中5行)		10行が専用の相談窓口を設置するなどの顧客相談対応を拡充
広告・宣伝	「年収証明書不要」等の不適切な文言(12行)	広告・宣伝の不適切な文言を削除(全12行)	
	テレビCMの制限なし(12行中5行)	テレビCMは貸金業の自主規制ガイドライン(注)と同水準(全12行) (注) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない等	
営業店・行員に対する業績評価体系	カードローンの不適切な契約を招きかねない問題事例等は見られず(全12行)		
	カードローンと他の消費者ローンの同時販売を奨励(12行中1行)		全12行が同時販売奨励を行わず

総 括

- 銀行カードローンの業務運営については、全体として、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた融資審査態勢の見直しや広告宣伝の見直し等、業務運営の改善に向けた取組みが進んでいる。
保証会社審査への依存についても、年収や借入額と代弁率の関係の分析の実施や銀行取引情報の活用等により、保証会社審査に関与する動きが進んでいる。関与の充実に向けて、取組みを促していく。
- 他方、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等の動きが見られるが、取組みの進んでいない銀行が多く、進展を注視していく必要がある。
- 今後とも、多重債務発生の抑制の観点から、各行の業務運営が適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で取組みが不十分と認められた点については、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、精度にばらつきがあるとの課題が認められており、当庁の「信用情報のあり方PT」において、関係機関とも連携のうえ、具体的な対応策等について検討を進めている。